

## **V 防災関係条例・要綱等**

## 資料 15 千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱

改正 平成 13 年 12 月 1 日千消会第 120 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、千葉県広域消防相互応援協定書(平成 4 年 4 月 1 日締結)第 9 条の規定に基づき、災害発生地の市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を使用した航空特別応援を要請する場合に必要な事項について定めるものとする。

(航空特別応援の対象)

第 2 条 航空特別応援の対象とする災害は、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合で、次の各号に掲げる災害とする。

- (1) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域で発生した大規模な林野火災
- (3) 高層建築物火災
- (4) コンビナート災害
- (5) 航空機、列車事故等で大規模又は特殊な救急救助事故
- (6) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(航空特別応援の種別)

第 3 条 航空特別応援の種別は、主な任務により次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を必要とする場合の出動(これに付随した救急搬送活動を含む。)
- (4) 救急出動 重篤傷病者の搬送のための出動で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空特別応援の出動限定条件)

第 4 条 航空特別応援の出動限定条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出動時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、災害の発生場所において雲高(地表面から雲までの高さ)300 メートル以上、視程 3,000 メートル以上、風速毎秒 15 メートル以下であるとともに、凍結気象状態でないこと。

(航空特別応援の要請手続)

第 5 条 航空特別応援の必要があると認めた要請側の市町村等の長又は消防長(以下「要請側市町村等の長」という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援側の市町村等の長又は消防長(以下「応援側市町村等の長」という。)に要請するものとする。

- (1) 必要とする応援の種別及びその具体的な活動内容
- (2) 応援活動に必要な資機材等

- (3) 離発着可能な場所
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡方法
- (5) 離発着場における資機材の準備状況
- (6) 他の消防機関にヘリの応援を要請している場合は要請した消防本部名
- (7) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- (8) 気象状況
- (9) ヘリの誘導方法
- (10) その他必要な事項

2 応援側消防本部の連絡先は、別表のとおりとする。

3 航空特別応援の要請は、航空特別応援要請連絡票(様式第1号)によるものとし、電話、ファックス等により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。

#### (航空特別応援の決定通知)

第6条 応援側市町村等の長は、前条の要請に基づき、航空特別応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町村等の長へ航空特別応援を決定した旨を連絡するものとする。

#### (航空特別応援の中断)

第7条 応援側市町村等の長は、ヘリを復帰させるべき特別な事態が応援側の市町村等で発生した場合は、要請側市町村等の長と協議のうえ航空特別応援を中断することができるものとする。

#### (航空特別応援の始期及び終期)

第8条 航空特別応援は、ヘリが航空特別応援の命令を受け応援側のヘリポートを離陸した時点から始まり、ヘリポートに帰着した時点で終了するものとする。

2 ヘリが応援側のヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空特別応援のため出動すべき命令があったときは、その時点から航空特別応援が始めるものとする。

3 ヘリが航空特別応援に出動中、前条の規定に基づき航空特別応援が中断され、応援側の市町村等に復帰すべく命令があったときは、その時点をもって航空特別応援は終了するものとする。

#### (出動したヘリに対する指揮等)

第9条 航空特別応援に出動したヘリに対する指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団長の定める現場最高指揮者が行うものとする。ただし、ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、現場最高指揮者の命令内容が、ヘリの運航に重大な支障があると認めた場合は、その旨を現場最高指揮者に通告できるものとする。

2 ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、活動に当たって要請側消防本部の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。

3 ヘリと要請側消防本部等あるいは現場最高指揮者の通信連絡は、県内共通波(152.81MHZ)によるものとし、無線の運用統制については、要請側消防本部等の統制に従うものとする。

#### (航空特別応援の報告)

第 10 条 応援側市町村等の長は、ヘリが帰着したときは速やかに応援活動の概要を航空特別応援活動報告書(様式第 2 号)により、要請側市町村等の長に報告するものとする。

2 要請側市町村等の長は、災害が終息したときは速やかに当該災害の概要を航空特別応援災害報告書(様式第 3 号)により、応援側市町村等の長に報告するものとする。

(要請側の市町村等の事前計画)

第 11 条 要請側市町村等の長は、航空特別応援を受ける場合の事前計画を作成しておくものとする。

2 前項に規定する事前計画の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場(以下「臨着場」という。)の位置図等
- (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
- (3) 臨着場への職員の派遣
- (4) 離発着の伴う一般人及び建物等に対する各種障害の除去等の必要な措置
- (5) 救急救助用資機材及び隊員等の補給体制
- (6) その他必要と認める事項

3 前項各号の計画のうち、第 1 号については飛行場外離発着場調査表(様式第 4 号)により作成し、あらかじめ応援側市町村等の長に提出しておくとともに、内容等の変更を行った場合についても同様とする。

(応援側の情報提供)

第 12 条 航空特別応援の応援側市町村等の長は、新規にヘリを保有した場合又は更新した場合若しくは性能等に変更があった場合は、ヘリコプター性能表(様式第 5 号)により、その情報を各市町村等の長へ提供するものとする。

(航空特別応援に要する費用の負担区分)

第 13 条 航空特別応援に要する費用の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出動手当、旅費、日当等応援に直接要する費用は、要請側の市町村等の負担とする。
- (2) 応援中に発生した事故処理に要する土地、建物、工作物等に対する補償費及び一般人の死傷に伴う損害賠償その他の費用は、要請側の市町村等の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により生じた損害は、応援側の市町村の負担とする。
- (3) 前号に規定する要請側の市町村等の負担額は、応援側の市町村等が加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前 3 号に規定する以外に要した諸費用の負担については、その都度応援側市町村等の長と要請側市町村等の長が協議し決定するものとする。

2 応援側市町村等の長は、航空特別応援が終了した場合は、前号第 1 号に規定する費用については、航空特別応援に要した費用請求書(様式第 6 号)により、速やかに要請側市町村等の長に請求するものとする。

(ヘリの事故発生時の連絡)

第14条 要請側市町村等の長は、航空特別応援のため出動したヘリが、次の各号に掲げる事故が発生した場合は、速やかに応援側市町村等の長に連絡するものとする。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) ヘリの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(緊急出動に関する運用)

第15条 第3条4号に定める救急出動に関する運用については、この要綱が定めるもののほか別に定める要領により実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

別表(第5条関係)

応援側消防本部の連絡先

消防本部名	所在地	電話番号	連絡先
千葉市消防局	千葉市中央区長洲1丁目2番1号	電話(043)223-1831 FAX (043)202-1676	消防局 警防部指令課

《様式4 航空特別応援要請連絡表》

《様式5 航空特別応援活動報告書》

《様式6 航空特別応援災害報告書》

《様式7 飛行場外離発着場調査表》

《様式8 航空特別応援に要した費用請求書》

## 資料 16 公益財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人千葉県市町村振興協会(以下「この法人」という。)が千葉県内の市町村及び消防の事務を処理する一部事務組合(以下「市町村等」という。)に交付する広域消防航空特別応援交付金(以下「交付金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の目的)

第 2 条 この交付金は、地震、風水害、林野火災等の大規模災害等に際し、消防用航空機を保有する市町村等が、千葉県広域消防相互応援協定書(以下「協定書」という。)に基づき千葉県内の市町村の区域を越えて行う航空特別応援(以下「航空特別応援」という。)を迅速かつ円滑に行うことを促進し、もって被災市町村における人命の救助、被害の軽減に資することを目的とする。

(対象とする災害)

第 3 条 交付金の交付の対象となる災害は、千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱(以下「航空特別応援実施要綱」という。)第 2 条に規定する災害で、航空特別応援の措置がとられたものとする。

(交付金の申請)

第 4 条 前条に規定する災害が発生した市町村等の長は、航空特別応援を受けた場合、理事長に対し、当該応援を行った市町村等(以下「応援市町村等」という。)に交付金の交付をするよう申請することができる。

(交付金の決定)

第 5 条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、申請内容が適当であると認めたときは、申請のあった市町村等の長に交付金の交付決定をする。  
2 交付金の額は、航空特別応援実施要綱第 13 条第 1 項第 1 号の規定により要請側の市町村等が負担すべき費用とする。ただし、その額は、航空特別応援の規模、活動内容等に応じて、300 万円を超えない範囲内において理事長が定める。

(交付金の交付)

第 6 条 理事長は、前条の交付金の交付決定をしたときは、応援市町村等の長に対し、交付金の交付通知をする。  
2 理事長は、応援市町村等の長の請求に基づき、応援市町村等の長に交付金を交付する。

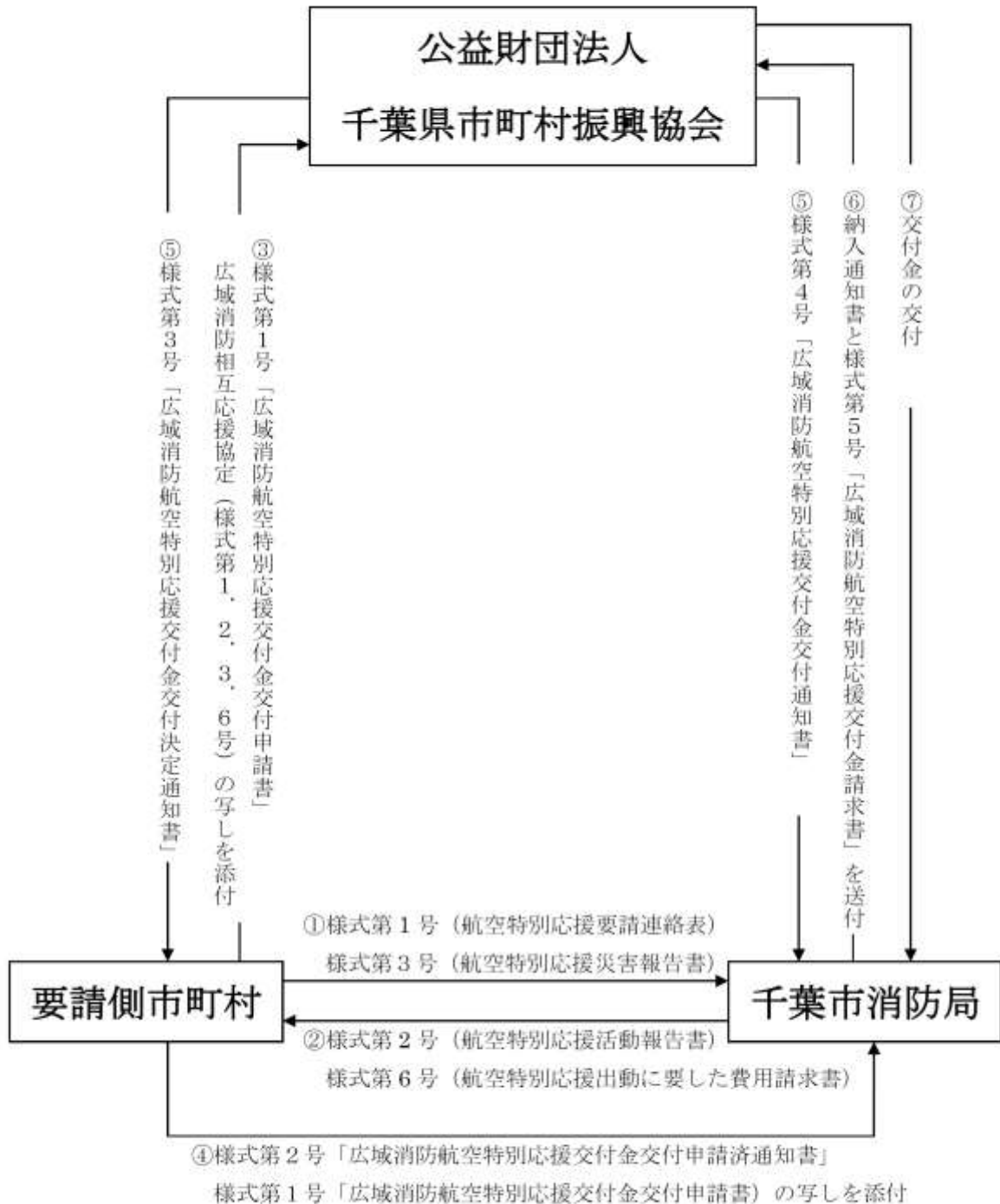
(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

広域消防航空特別応援交付金申請関係等フローチャート



## 資料 17 公益財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、財団法人千葉県市町村振興協会(以下「この法人」という。)広域消防航空特別応援交付金交付要綱(以下「要綱」という。)第 7 条の規定に基づき、交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 要綱第 4 条の規定により申請を行うときは、様式第 1 号の広域消防航空特別応援交付金交付申請書に千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱に定められた様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 3 号及び様式第 6 号の写しを添付して申請するものとする。

2 前項の申請を行った千葉県内の市町村及び消防の事務を処理する一部事務組合(以下「市町村等」という。)の長は、要綱第 3 条に規定する災害の応援を行った市町村等(以下「市町村等」という。)の長に様式第 2 号により交付金の交付を申請した旨を通知するものとする。

(交付決定等の通知)

第 3 条 要綱第 5 条の規定により交付金の交付決定をしたときは、様式第 3 号により申請のあった市町村等の長に通知するものとする。

2 前項の交付決定の通知をした場合、応援市町村等の長に様式第 4 号による交付金の交付通知を行うものとする。

(交付金の請求)

第 4 条 応援市町村等の長は、前条第 2 項の通知を受けたときは、速やかに理事長に様式第 5 号の交付請求書を提出しなければならない。

(交付金の交付)

第 5 条 理事長は、前条の請求があったときは、応援市町村等に交付金を交付する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

《様式 9 広域消防航空特別応援交付金交付申請書》

《様式 10 広域消防航空特別応援交付金交付申請済通知書》

《様式 11 広域消防航空特別応援交付金交付決定通知書》

《様式 12 広域消防航空特別応援交付金交付通知書》

《様式 13 広域消防航空特別応援交付金交付請求書》



## 資料 18 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

昭和 61 年 5 月 30 日付け消防教第 61 号制定  
平成 21 年 3 月 23 日 消防応第 97 号最終改定

### 1 目的

この広域航空消防応援実施要綱(以下「要綱」という。)は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 44 条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地(以下「発生地」という。)の市町村が回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援(以下「広域航空消防応援」という。)を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

#### (1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、また要請しようとするものをいう。

#### (2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

#### (3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。)及び都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、または実施しようとするものをいう。

#### (4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、または実施しようとするものをいう。

### 3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

#### (1) 大規模な地震、風水害などの自然災害

#### (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等

#### (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの

#### (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故

#### (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

### 4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

#### (1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

#### (2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場(これに付随する救急搬送活動を含む。)

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの。

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長(消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。)は、広域航空消防応援が必要となったときは、へりに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊(以下「特別救助隊等」という。)の有無及びへりに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県(以下「応援側市町村等」という。)を決定するものとする。

6 市町村がへりを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の要請先市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

- ① 応援側市町村
- ② 要請者、要請日時
- ③ 災害の発生日時・場所・概要
- ④ 必要な応援の概要

(2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側市町村が属する都道府県(以下「所属都道府県」という。)の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びへりの活動状況

- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
  - ⑧ 気象の状況
  - ⑨ ヘリの誘導方法
  - ⑩ 要請側消防本部の連絡先
  - ⑪ その他必要な事項
- 7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定通知
- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
  - (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。
- 8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き及び決定の通知
- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続きについては、第6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項5項中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を要請側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
  - (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。
- 9 要請手続の特例
- 要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続きによる要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県(市町村に要請をした場合)及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続きをしなければならない。
- 10 広域航空消防応援の中断
- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
  - (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
  - (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

#### 11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。

- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるとき、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出場中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

#### 12 広域航空消防応援のため出動したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出動したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

#### 13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届けておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様な届出を行うものとする。

#### 14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

#### 15 応援側市町村及びヘリを保有する都道府県の届出

- (1) ヘリを保有する市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。)の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じて消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具(以下「救助器具」という。)の品

名、大きさ、重量、数量

- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県内の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

#### 16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は第 14 項第 2 号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合には、その内容のうち②及び③を要請側都道府県知事を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

#### 17 広域航空消防応援に要する経費の負担分

広域航空消防応援に要する経費の負担分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 消防組織法第 49 条第 1 項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）第 5 条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。
- (3) 前 2 号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

#### 18 要請側市町村及び応援側市町村等は、広域航空消防応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

#### 19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

## 資料 19 大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画

### 1 目的

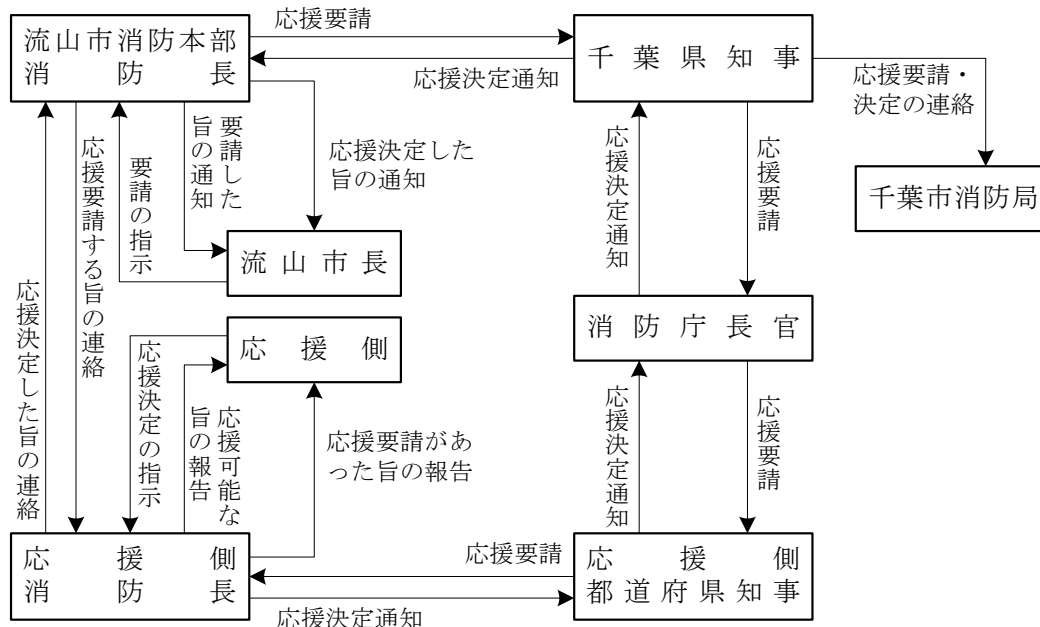
この計画は、流山市の区域内に大規模特殊災害が発生し、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条の規定に基づき、他の都道府県の市町村による回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）を用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「同細則」（昭和 61 年 5 月 30 日付け消防救第 61 号消防庁次長通知。以下「要綱」、「細則」という。）に定めるものの他、当該応援が円滑かつ迅速に行われるための本市の要請手続その他必要な事項について定める。

### 2 要請手続

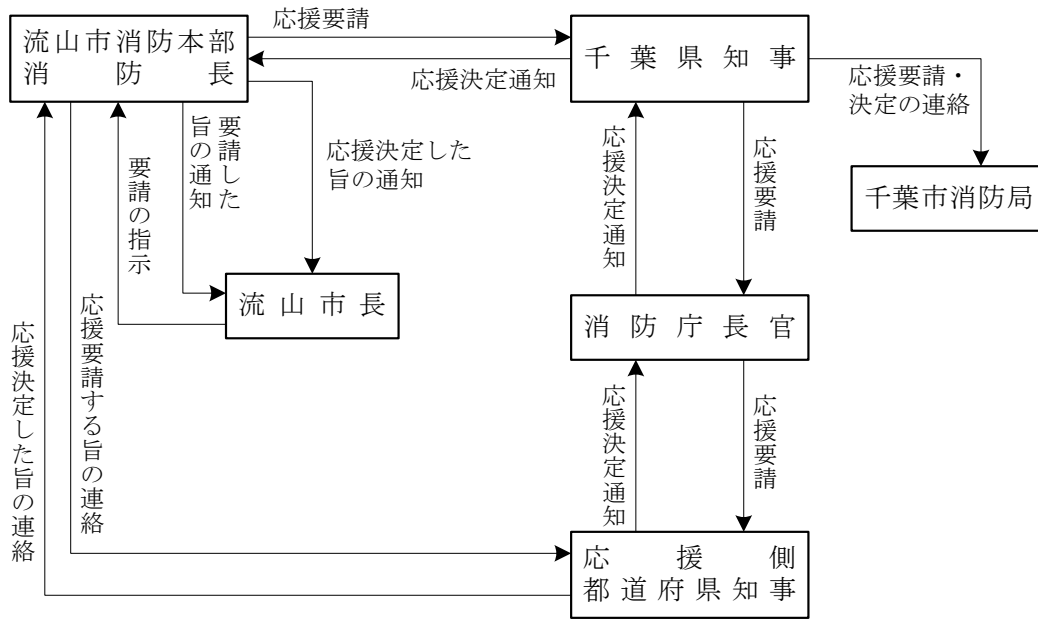
- (1) 消防長は、広域航空消防応援が必要となり要請先市町村を決定した時は、直ちに市長に報告の上、その指示に従い千葉県知事に対し広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表（様式 14。以下「連絡表」という。）①から⑥に掲げる事項を明らかにして要請を行う。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
- (2) 消防長は、前項の要請を行った場合には、できるだけ速やかに連絡表⑦から⑧に掲げる事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に千葉県知事へも同様の連絡を行うものとする。

なお、全体の連絡系統図は次のとおりである。

#### ① ヘリを保有する市町村への要請



② ヘリを保有する都道府県への要請



3 連絡体制

広域航空消防応援が円滑かつ迅速に行われるよう本市及びその他関係機関の連絡体制について、次のとおり定める。

(1) 流山市

時間帯		連絡窓口	電話番号	FAX 番号	地域衛星通信ネットワーク電話	地域衛星通信ネットワーク FAX
昼間	平常 8:30～17:15	防災危機管理課 防災危機管理係	04- 7150-6312	04- 7158-6696	012- 220-721	012- 220-722
	日曜・休日等 8:30～17:15	総務部財産活用課 財産活用係(守衛)	04- 7158-1111	04- 7158-4131	012- 220-721	012- 220-722
夜間	17:15～8:30	同上	04- 7158-1180	04- 7158-4131	012- 220-721	012- 220-722

(2) 千葉県

時間帯	連絡窓口	電話番号	FAX 番号	地域衛星通信ネットワーク電話	地域衛星通信ネットワーク FAX
昼間	危機管理課 災害対策室	043- 223-2175	043- 222-1127	012- 500-7320	012- 500-7298
夜間(休日)	消防課 情報通信管理室	043- 223-2178	043- 222-5219	012- 500-7225	012- 500-7110

## (3) 千葉県消防局

時間帯	連絡窓口	電話番号	FAX 番号	地域衛星通信ネットワーク電話	地域衛星通信ネットワーク FAX
昼間	警 防 課	043- 202-1612	043- 202-1654	012-101- 800-3111	012-101- 800-3109
夜間 (休日)	指 令 課	043- 223-1831	043- 202-1678	012-101- 800-3690	012-101- 800-3669

## (4) 消防庁

時間帯	連絡・要請窓口	電話番号	FAX 番号	地域衛星通信ネットワーク電話	地域衛星通信ネットワーク FAX
昼間	応 急 対 策 室	03- 5253-7527	03- 5253-7537	048-500- 90-49013	048-500- 90-49033
夜間 (休日)	宿 直 室	03- 5253-7777	03- 5253-7553	048-500- 90-49102	048-500- 90-49036

## (5) 応援市町村の消防本部

消防本部名	時間帯	連絡・要請窓口	電話番号	FAX 番号	航空隊電話番号	航空隊 FAX 番号
札幌市消防局	昼間	消防救助課	011- 215-2060	011- 272-9119	0133- 62-4119	011- 271-0632
	夜間	指 令 課	011- 215-2080	011- 261-9119		
仙台市消防局	昼間	警 防 課	022- 234-1111	022- 234-4280	022- 288-0100	022- 288-0012
	夜間	指 令 課		022- 234-2364		
東京消防庁	昼間	警 防 課	03- 3212-2111 (内 3542)	03- 3213-1476	042- 521-0190	042- 521-0191
	夜間					
横浜市消防局	昼間	警 防	045-334-6 409	045-334-6 594	045- 784-0119	045- 784-0116
	夜間	指 令 課	045-334-6 412	045-331-5 221		
川崎市消防局	昼間	警 防 課	044- 223-2606	044- 223-2619	03- 3522-0119	03- 3522-0119
	夜間	指 令 課	044- 223-2645	044- 213-2654		
静岡市消防局	昼間	警 防 課	054-280-0 162	054-280-0 168	054- 267-3019	054- 267-3022
	夜間	指 令 課	054-280-0 120	054-280-0 128		



消防本部名	時間帯	連絡・要請 窓口	電話番号	FAX 番号	航空隊 電話番号	航空隊 FAX 番号
浜松市消防局	昼間	情報指令課	053- 475-7552	053- 472-1198	053- 428-9119	053- 428-1181
	夜間					
名古屋市消防局	昼間	消 防 課	052- 972-3557	052- 951-8463	0568- 28-0119	0568- 28-0721
	夜間	指 令 課	052- 961-3534	052- 953-0119		
京都市消防局	昼間	警防計画課	075- 212-6720	075- 212-6748	075- 621-1834	075- 621-1683
	夜間	消 防 指 令 セ ン タ ー	075- 212-6700	075- 252-1190		
大阪市消防局	昼間	警 防 担 当	06- 4393-6545	06- 4393-4750	0729- 92-4900	0729- 91-0119
	夜間	指 令 情 報 セ ン タ ー	06- 4393-4988	06- 4393-4060		
神戸市消防局	昼間	警 防 課	078-322-5 747	078- 325-8597	078- 303-1192	078- 302-8119
	夜間	指 令 課	078-333-0 119	078- 325-8529		
岡山市消防局	昼間	警 防 課	086- 234-9970	086- 234-1059	086- 216-0119	086- 261-1190
	夜間	指 令 課	086- 234-9978	086-253-9 984		
広島市消防局	昼間	警 防 課	082- 546-3451	082- 249-1160	082- 546-3454	082- 546-3455
	夜間	消 防 課 指 令 係	082- 546-3456	082- 542-1007		
北九州市消防局	昼間	警 防 課	093- 582-3817	093- 592-6898	093- 475-6701	093- 475-6700
	夜間	指 令 課	093- 582-3811	093- 592-6805		
福岡市消防局	昼間	警 防 課	092- 725-6551	092- 791-2420	092- 451-3319	092- 473-8425
	夜間	災 害 救 急 指 令 セ ン タ ー	092- 725-6595	092- 735-1074		

#### 4 ヘリコプター離発着場

広域航空消防応援を受けた場合のヘリコプター離発着場は、次のとおりであり、ヘリコプターの活動拠点とするものである。

なお、ヘリコプター離発着場の状況は別図、離発着場調査表は様式 15 のとおりである。

番号	ヘリポートの名称	施設管理者	広さ	消防署等からの 所要時間	電話番号	備考
1	新東谷防災広場	流山市	70m ×50m	車(消防本部) 約 10 分	04- 7158-1111	

## 5 燃料の補給体制

ヘリコプター用燃料（JetA-1）の補給については、千葉県とマイナミ空港サービス株式会社との協力体制に基づき給油する。

給油の方法については、当該給油会社と協議の上、ドラム缶搬送による給油または成田国際空港内給油の方法を取る。

なお、成田国際空港内で燃料の補給を行う場合は、消防庁はあらかじめ成田国際空港株式会社空港運用本部長へ成田国際空港使用届（様式 16）を提出し、ヘリコプターの離発着について許可を得なければならない。

ただし、緊急を要する場合にあっては電話等で許可を得、事後速やかに文書を送付するものとする。

燃料の補給等に係る連絡先は次のとおりである。

### (1) 燃料補給会社（マイナミ空港サービス株式会社）連絡先

No.	事業所	電話番号	FAX 番号	搬送方法	備考
1	羽田事業所 (給油課)	03-5757-9055	03-5757-9058	・ドラム ・ローリー車	・ドラム燃料 約 50 本保管
2	成田事業所 (給油課)	0476-34-8820 090-3206-7568	0476-34-8661	・ローリー車 (機上給油)	・要成田国際空港施設使用届 ・機上給油：要成田国際空港(株)許可

### (2) 成田国際空港(株)及び国土交通省成田空港事務所連絡先

時間帯	部署名	電話番号	備考
9:00～17:00	安全推進部	0476-34-5633	
17:00～9:00	運用管理部	0476-32-2246	FAX：0476-30-1586
24 時間	国土交通省成田空港事務所	0476-32-1064	

## 6 通信

広域航空隊と本市との連絡方法は応援隊と協議の上、消防無線及びそれに代る無線設備を使用する。

## 7 職員の派遣

ヘリポートの作成、ヘリコプターの誘導及び給油作業等のため、消防職員をヘリポートに派遣する。

ヘリポートについては、おおむね次の措置を講ずる。

### (1) 散水

(2) ヘリポート標示

ヘリポートには、石灰等により直径 10m以上の円で着陸地点を標示し、緊急やむを得ない場合は、一辺 2m以上の十字で標示する。

なお、やむを得ず日没以降に着陸する場合は照明機や自動車の前照灯等で進入方向の側面から照明する。また、上空からの目標となるようヘリポートの一角で赤色回転灯を作動させる。

(3) 風向標示

風向の標示は、原則として吹き流しで行い、着陸地点から 30mから 50m離れた高さ 4mから 5mの位置に設置する。

なお、吹き流しが設置できない場合は、発煙筒を使用する。

(4) ヘリコプターの誘導

ヘリコプターの着陸誘導は、進入方向（ヘリコプターは、おおむね風速

5m/s 以上の場合は風に向かって、また風速 5m/s 未満の場合は障害物の少ない方向から進入する。）を考慮し着陸地点から 15mから 20m離れた風上側または障害物の多い側に位置して誘導する。

なお、風圧に対する服装等を整えておくものとする。

## 8 資機材の調達

ヘリコプターの応援を受けた場合は、速やかに消火、救助等に必要な資機材を準備する。

各種資機材は、次の方法により調達する。

(1) 空中消火機材及び空中消火薬剤

県に要請し、他都道府県から調達する。

県は、空中消火資機材（大型ヘリ散布装置）を 8 基保有しており、その全てを陸上自衛隊木更津駐屯地（第 1 ヘリコプター団）に管理を委託している。

吹き流しについては、県で管理し、防災センターに保管している。

(2) 救急救助資機材

本市の保有状況は、資料 107 のとおり。

なお、不足が生じた場合、千葉県広域消防相互応援協定に基づき、近隣市町村等から調達する。

《様式 14 広域航空消防応援(ヘリコプター)要請連絡表》

《様式 15 離発着場調査表》

《様式 16 成田国際空港施設使用届》

## 9 附則

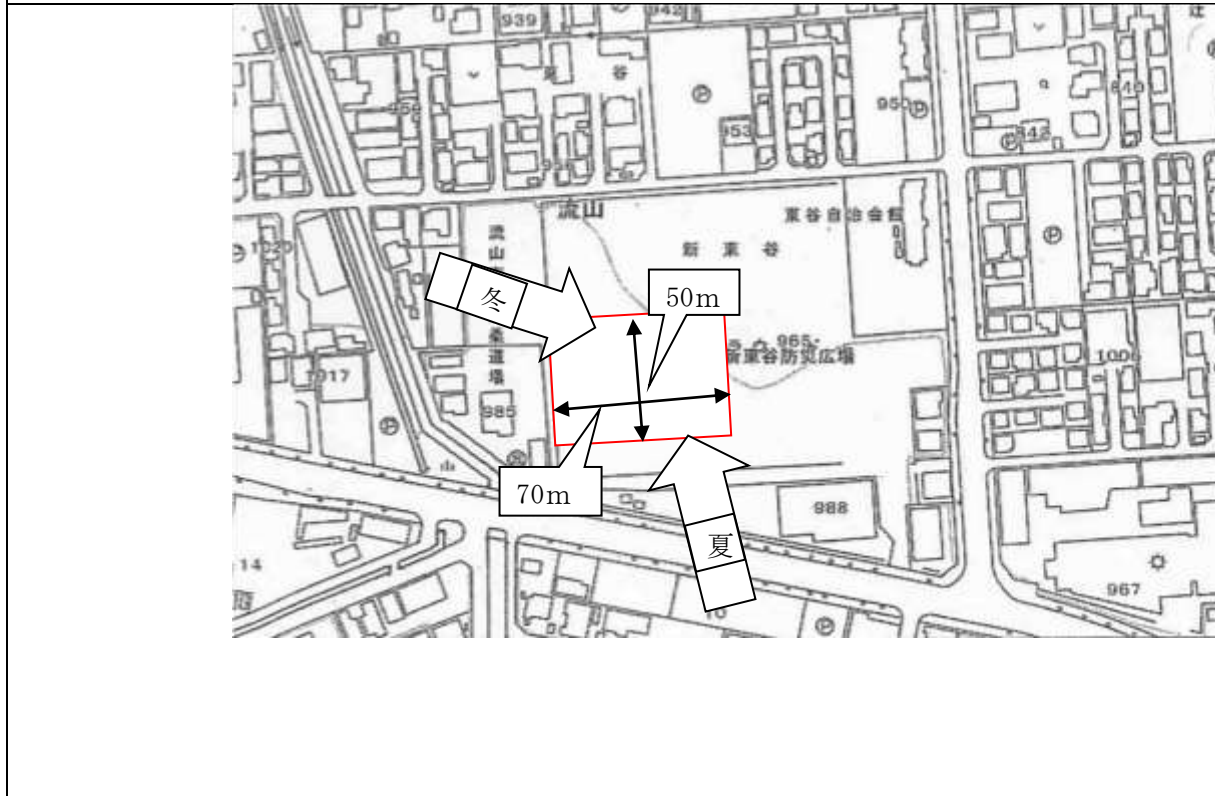
この計画は、昭和 62 年 5 月 27 日から施行する。

別図

<新東谷防災広場>



離発着場見取図（矢印は恒風方向）



## 資料 20 航空特別応援に係る流山市の事前計画

### 1 目的

この計画は、流山市の区域内に大規模災害、産業災害その他の災害が発生した場合、千葉県下の市町村による回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）を使用した消防に関する応援を要請しようとする場合に、千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱に定めるものの他、当該応援が円滑かつ迅速に行われるための、本市の要請手続きその他必要な事項について定める。

### 2 要請手続

- (1) 市長又は消防長は、航空特別応援が必要となり要請先市町村を決定した時は、要請事項等を明らかにして、応援側市町村等の長又は消防長に要請を行う。
- (2) 応援側消防本部の連絡先は、別表のとおりとする。
- (3) 市長又は消防長は、前項の要請を行う場合は、航空特別応援要請連絡表（様式 18）によるものとし、電話、ファックス等により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。

### 3 ヘリコプター離発着場

航空特別応援を受けた場合のヘリコプター離発着場は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画（資料 19）の 4 を準用する。

なお、飛行場外離発着場調査表は、様式 18 のとおりである。

### 4 通信

ヘリコプターと消防本部等との通信連絡方法は、県内共通波を使用する。

### 5 職員の派遣

大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画（資料 19）の 7 を準用する。

ただし、ヘリポートの表示は、直径 4m 以上の円に H の表示をし、色彩は明瞭な一色とする。

### 6 資機材

大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画（資料 19）の 8 を準用する。

《様式 17 航空特別応援要請連絡表》

《様式 18 飛行場外離発着場調査表》

別表

応援側消防本部の連絡先

消防本部名	所在地	電話番号等	連絡先
千葉市消防局	千葉市中央区長洲 1-2-1	電話 : 043-223-1831 F A X : 043-202-1676	消防局 警防部 指令課

別図

<新東谷防災広場>

大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画(資料19)の別図を参照。

## 資料 21 流山市地域支え合い活動推進条例

平成 26 年 10 月 14 日

条例第 22 号

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、平常時、災害時を問わず、地域における支え合い活動が支援を必要とする者に対する支援にとって有効であることに鑑み、地域における支え合い活動に関し、その基本理念並びに市、市民、自治会等、関係機関及び事業者の役割を明らかにするとともに、支援を必要とする者に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う者の遵守すべき事項等を定め、もって支援を必要とする者が住み慣れた地域において、社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において「支え合い活動」とは、支援を必要とする者に対する次に掲げる活動をいう。

- (1) 日常的に生活の状況を見守る活動
- (2) 前号の活動に付随して行われる日常生活を支援するための活動
- (3) 市等が実施する保健医療サービス、福祉サービスその他の支援を必要とする者が必要とするサービスを円滑かつ適切に利用することができるようにするための活動
- (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、当該支援を必要とする者の生命、身体又は財産を円滑かつ迅速に保護することができるようにするための活動

2 この条例において「支援を必要とする者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 75 歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定により身体障害者手帳（障害の程度が 1 級又は 2 級であるものに限る。）の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が 1 級であるものに限る。）の交付を受けている者
- (4) 千葉県の特例により療育手帳（障害の程度が ((A))、((A)) の 1、((A)) の 2、A の 1 又は A の 2 であるものに限る。）の交付を受けている者
- (5) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定により要介護状態の区分が要介護 3 以上の認定を受けている者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が支援を必要とすると認めた者

3 この条例において、「自治会等」とは、自治会及び自治会以外でその構成員のために支え合い活動を行う団体であつて、当該支え合い活動が自治会の行う支え合い活動に準ずると市長が認める団体で、かつ、規約の定めがあるものをいう。

4 この条例において、「関係機関」とは、市内において支え合い活動を行う公共的団体等（自治会等を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 地域における支え合い活動は、支援を必要とする者が住み慣れた地域において社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目標とし、地域における支え合い活動が市、市民、自治会等、関係機関及び事業者がそれぞれの役割を果たすことにより、その実現が図られるものでなければならない。

2 地域における支え合い活動は、支援を必要とする者の意思を尊重するとともに、その尊厳に十分配慮して行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民、自治会等、関係機関及び事業者における支え合い活動の連携が図られ、かつ、効果的に実施されるようにするため、地域における支え合い活動に関する施策を実施するものとする。

2 市は、支援を必要とする者を把握するとともに、地域における支え合い活動が円滑かつ効果的に行われるようにするため、支援を必要とする者の状況に関し必要な調査を実施し、支援を必要とする者に係る情報を収集するとともに、当該情報の効果的な利用を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念を理解し、自ら支え合い活動を主体的に行うよう努めるとともに、地域における支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、地域における支え合い活動の中心的主体であることを認識し、基本理念にのっとり、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、支え合い活動と自らの事業を連携させることにより、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その業務を通じて、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

第2章 情報の提供等

(団体等に対する情報の提供)

第9条 市長は、地域における支え合い活動を推進するために必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、次に掲げる団体、者又は機関（以下「団体等」という。）に対し、次条



から第16条までに定めるところにより、支援を必要とする者（介護保険施設、障害者支援施設、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設等に入所し、又は入居し、当該施設等が生活の根拠となっている者を除く。以下この項において同じ。）に係る情報を提供することができる。

- (1) 自治会等
  - (2) 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員
  - (3) 介護保険法第115条の46第3項の地域包括支援センター
  - (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項の市町村社会福祉協議会
  - (5) 地区社会福祉協議会
  - (6) 警察法（昭和29年法律第162号）第53条第1項の警察署
  - (7) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の消防本部、消防署及び消防団
  - (8) 前各号に定めるもののほか、第2条第2項第6号に掲げる支援を必要とする者に対して支え合い活動を行う者
- 2 前項の規定により提供することができる情報は、支援を必要とする者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先及び支援を必要とする事由並びに支え合い活動を行うに当たり市長が特に必要と認める事項（以下「情報」という。）とする。
- 3 第1項の規定による情報の提供は、規則で定めるところにより調製する名簿（以下単に「名簿」という。）を書面で提供することにより行うものとする。

（75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者に係る情報の提供）

第10条 市長は、前条第1項の規定により団体等に対し支援を必要とする者（第2条第2項第1号に掲げる者に限る。）に係る情報を提供しようとするときは、当該支援を必要とする者からの同意を得ることなく、これを行うことができる。ただし、規則で定めるところにより行う支援を必要とする者に対する各情報の提供の可否に対する意思の確認（以下「情報提供に係る意思の確認」という。）において、当該支援を必要とする者から不同意の申出があった場合は、当該支援を必要とする者に係る当該情報の提供を行ってはならない。

（身体障害者手帳の交付を受けている者等に係る情報の提供）

第11条 市長は、第9条第1項の規定により団体等に対し支援を必要とする者（第2条第2項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）に係る情報を提供しようとするときは、情報提供に係る意思の確認において、当該支援を必要とする者（その者が未成年者であるときは、その保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。次条において同じ。）の同意を得た後でなければ、これを行ってはならない。

（市長が認めた者に係る情報の提供）

第12条 市長は、第9条第1項の規定により団体等に対し支援を必要とする者（第2条第2項第6号に掲げる者に限る。）に係る情報を提供しようとするときは、当該支援を必要とする者（その者が、同項第2号から第4号までに掲げる者に準ずる者である場合において当該者が未成年者であるときはその保護者）からの申出があった場合でなければ、これを行ってはならない。

(2以上の号に該当する者に係る情報の提供)

第13条 第2条第2項第1号の規定に該当する者が同時に同項第2号から第6号までのいずれかの規定に該当する者であるときは、当該者は同項第1号の規定のみに該当する者として、第10条の規定を適用する。

(自治会等及び地区社会福祉協議会の申出)

第14条 市長は、第9条第1項の規定により自治会等及び地区社会福祉協議会に対し情報を提供しようとするときは、当該自治会等及び地区社会福祉協議会からの申出に基づき、これを行うものとする。

(協定の締結等)

第15条 市長は、第9条第1項の規定により団体等に対し情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該情報の提供を受ける団体等と当該情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 提供する名簿の部数
- (2) 提供する情報の対象者が居住する区域
- (3) 情報の提供及び閲覧の制限に関する事項
- (4) 情報の管理の方法に関する事項
- (5) 名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登載された事項の漏えいがあった場合における措置
- (6) 協定に違反した場合の措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、情報の管理に関し必要な事項

3 市長は、協定の内容が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、協定を締結した相手方から提供した情報の管理に関し、報告を徴し、又は提供した情報の管理の状況を検査することができる。

(名簿管理者の届出)

第16条 前条第1項の規定により協定を締結する団体等は、提供を受けた情報を管理する者(以下「名簿管理者」という。)を選任し、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、前条第1項の協定の締結後、直ちに行うものとする。

3 前条第1項の規定により協定を締結した団体等において、名簿管理者に変更があったときは、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

(緊急時における協力の依頼等)

第17条 市長は、第9条から前条までの規定にかかわらず、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に急迫した危険があると判断したときは、団体等又は市長が適当と認める者に対し、当該支援を必要とする者に係る情報を提

供し、当該危険の回避その他の支え合い活動を依頼することができる。

### 第3章 雑則

#### (情報の安全管理)

第18条 第9条第1項の規定により名簿の提供を受けた団体等は、当該提供を受けた名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登載された事項の漏えいの防止その他提供を受けた名簿の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により情報の提供を受けた団体等及び者について準用する。

3 名簿管理者は、善良な管理者の注意をもって名簿を管理しなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第19条 前章の規定により情報の提供を受けた団体の代表者及び役員、機関の長並びに個人は、支え合い活動の用に供する目的以外の目的のために当該情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

#### (支え合い活動の従事者の義務)

第20条 支え合い活動に従事する者は、当該支え合い活動により知り得た個人の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。支え合い活動を行わなくなった後も、また同様とする。

#### (委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (条例の施行の確保)

2 市長は、平成27年4月1日までには名簿の提供が確実にできるよう、情報提供に係る意思の確認及び支援を必要とする者に係る情報の把握に努めなければならない。

## 資料 22 流山市地域支え合い活動推進条例施行規則

平成 27 年 1 月 26 日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、流山市地域支え合い活動推進条例（平成 26 年流山市条例第 22 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(情報の収集に係る調査方法)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項の規定により支援を必要とする者に係る情報を収集するために市が実施する必要な調査は、支援を必要とする者若しくは地域において支え合い活動を行う者から調査する方法又は市が保有する資料に基づき調査する方法により行うものとする。

(団体等に提供する情報の範囲等)

第 4 条 条例第 9 条第 1 項の規定により同項各号に掲げる団体等（以下「団体等」という。）に対して提供する情報（同条第 2 項に規定する情報をいう。以下同じ。）は、条例第 9 条第 1 項に規定する支援を必要とする者（以下「支援を必要とする者」という。）であつて、当該団体等が活動若しくは事業を行い、担当し、又は管轄する区域に居住するものに係る情報に限るものとする。

2 次の各号に掲げる団体等のうち、情報の提供を受けることができるものは、当該各号に定めるものとする。

(1) 自治会等 条例第 14 条の規定により申出のあつたものとする。

(2) 民生委員 流山市の区域に置かれた者とする。

(3) 地域包括支援センター 介護保険法第 115 条の 47 第 1 項の規定により流山市から包括的支援事業の委託を受けた者により設置されたものとする。

(4) 市町村社会福祉協議会 社会福祉法人流山市社会福祉協議会とする。

(5) 地区社会福祉協議会 条例第 14 条の規定により申出のあつたものとする。

(6) 警察署 千葉県警察基本条例（昭和 29 年千葉県条例第 25 号）別表第 1 に規定する千葉県流山警察署とする。

(7) 消防本部、消防署及び消防団 流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例（昭和 41 年流山市条例第 10 号）第 2 条に規定する流山市消防本部、同条例第 3 条に規定する消防署並びに流山市消防団条例（昭和 53 年流山市条例第 11 号）第 2 条に規定する流山市消防団とする。

(8) 条例第 9 条第 1 項第 8 号に掲げる者 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 16 条の規定により流山市の区域に置かれた児童委員のほか、条例第 2 条第 2 項第 6 号の規定により市長が支援を必要とすると認めた者に対して支え合い活動を行う者であつて市長が認めた

ものとする。

(流山市支え合い活動対象者名簿)

第5条 条例第9条第3項の規則で定める名簿は、流山市支え合い活動対象者名簿（別記第1号様式。以下「名簿」という。）とする。

2 名簿は、団体等が活動若しくは事業を行い、担当し、又は管轄する区域ごとに調製するものとする。

(条例第10条の規定による情報の提供に関する手続)

第6条 条例第10条ただし書に規定する各情報の提供の可否に対する確認の手続は、市長が、支援を必要とする者（条例第2条第2項第1号に掲げる者に限る。）に対し、流山市支え合い活動対象者名簿登載確認通知書（別記第2号様式）により通知し、団体等に対して当該者に係る情報を提供することに同意しない場合はその旨を流山市支え合い活動対象者名簿登載不同意申出書（別記第3号様式）により団体等に対して情報を提供する日の14日前までに申し出るよう求める方法により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による通知により回答を求められた者が団体等に対して情報を提供することについて同意しない旨の申出をしなかったときは、団体等に対して、当該者に係る情報を提供するものとする。

3 第1項の規定による通知の回答において情報の提供に同意しない旨の申出をしなかった者が、後日に至り、情報の提供に同意しない旨の申出をした場合において、既に当該者に係る情報を団体等に対して提供しているときは、市長は、速やかに当該団体等に対し、流山市支え合い活動対象者名簿登載者抹消通知書（別記第4号様式）により、当該者に係る情報を名簿から抹消するよう指示するものとする。

4 第1項の規定による通知の回答において情報の提供に同意しない旨の申出をした者が、当該申出の後に、流山市支え合い活動対象者名簿登載不同意撤回申出書（別記第5号様式）により当該同意しない旨の申出を撤回する旨の申出をした場合において、既に当該者が居住する区域に係る名簿を団体等に提供しているときは、市長は、速やかに当該団体等に対し、流山市支え合い活動対象者名簿登載者追加通知書（別記第6号様式）により、当該者に係る情報を提供するものとする。

5 第1項の規定による確認は、団体等に対して情報を提供する日の30日前までに行うものとする。

(条例第11条の規定による情報の提供に関する手続)

第7条 条例第11条の規定による同意に係る手続は、市長が、支援を必要とする者（条例第2条第2項第2号から第5号までに掲げる者（その者が未成年者であるときは、その者に係る条例第11条の保護者）に限る。）に対し、流山市支え合い活動対象者名簿登載同意確認通知書（別記第7号様式）により通知し、団体等に対して当該者に係る情報を提供することに同意する場合はその旨を流山市支え合い活動対象者名簿登載同意申出書（別記第8号様式）により団体等に対して情報を提供する日の14日前までに申し出るよう求める方法により行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による通知により回答を求められた者が団体等に対して情報を提供することについて同意する旨の申出をしたときは、団体等に対して、当該者に係る情報を提供するものとする。
- 3 第1項の規定による通知の回答において情報の提供に同意する旨の申出をした者が、当該申出の後に、流山市支え合い活動対象者名簿登載同意撤回申出書（別記第9号様式）により情報の提供に同意する旨の申出を撤回する旨の申出があった場合において、既に当該者に係る情報を団体等に対して提供しているときは、市長は、速やかに当該団体等に対し、流山市支え合い活動対象者名簿登載者抹消通知書により、当該者に係る情報を名簿から抹消するよう指示するものとする。
- 4 第1項の規定による通知の回答において情報の提供に同意する旨の申出をしなかった者が、後日に至り、当該情報の提供に同意する旨の申出をした場合において、既に当該者が居住する区域に係る名簿を団体等に提供しているときは、市長は、速やかに当該団体等に対し、流山市支え合い活動対象者名簿登載者追加通知書により、当該者に係る情報を提供するものとする。
- 5 第1項の規定による確認は、団体等に対して情報を提供する日の30日前までに行うものとする。

（条例第12条の規定による情報の提供に係る手続）

第8条 条例第12条の規定による申出は、支援を必要とする者（条例第2条第2項第6号に掲げる者（その者が未成年者であるときは、その者に係る条例第12条の保護者）に限る。）から流山市支え合い活動対象者名簿登載申出書（別記第10号様式）を提出させることにより行うものとする。

- 2 市長は、前項の申出書の提出があった場合において、当該者に係る情報を名簿に登載することと決定したときは、当該者に対し、その旨を連絡するとともに、団体等に対して、当該者に係る情報を提供するものとする。この場合において、既に当該者が居住する区域に係る名簿を団体等に提供しているときは、市長は、速やかに当該団体等に対し、流山市支え合い活動対象者名簿登載者追加通知書により、当該者に係る情報を提供するものとする。
- 3 第1項の申出書を提出した者が、当該申出の後に、流山市支え合い活動対象者名簿登載撤回申出書（別記第11号様式）により当該申出を撤回するとした場合において、既に当該者に係る情報を団体等に対して提供しているときは、市長は、速やかに当該団体等に対し、流山市支え合い活動対象者名簿登載者抹消通知書により、当該者に係る情報を名簿から抹消するよう指示するものとする。

（情報の内容の変更）

第9条 団体等に対して条例第9条第1項の規定による情報の提供をした後に、支援を必要とする者（その者が未成年者である時はその保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。））から、提供した情報の内容の変更に係る申出があったときは、市長は、当該者に係る情報を提供した団体等に対し、流山市支え合い活動対象者名簿登載事項変更通知書（別記第12号様式）により、当該者に係る提供した情報の内容の変更を行うよう指示するものとする。

- 2 前項の情報の内容の変更に係る申出は、流山市支え合い活動対象者名簿登載事項変更申出書（別記第13号様式）により行うものとする。

（条例第14条の規定による情報の提供に係る手続）

第10条 条例第14条の規定により情報の提供を受けようとする自治会等及び地区社会福祉協議会は、流山市支え合い活動対象者名簿提供申出書（別記第14号様式）に、支え合い活動計画書（別記第15号様式）を添えて、市長に申し出なければならない。

- 2 条例第14条の規定により名簿の提供を受けた自治会等及び地区社会福祉協議会は、支え合い活動を行わなくなったときは、速やかに、支え合い活動廃止届（別記第16号様式）に提供を受けた名簿を添えて、市長に届け出なければならない。

（名簿管理者の選任の届出）

第11条 条例第16条第1項の規定による名簿管理者の選任は、一の名簿に対し当該団体等の構成員から1人を選任するものとする。

- 2 条例第16条第1項の規定による名簿管理者の届出は、流山市支え合い活動対象者名簿管理者届（別記第17号様式）によるものとする。
- 3 条例第16条第3項の規定による届出は、流山市支え合い活動対象者名簿管理者変更届（別記第18号様式）によるものとする。

（名簿の更新）

第12条 市長は、団体等に提供した名簿を、原則として、毎年1回更新するものとする。

- 2 市長は、名簿を更新したときは、更新前の名簿を提供している団体等に対し、当該提供している名簿と引き換えに新たに調製した名簿を提供するものとする。
- 3 前項の場合において、更新後の名簿を自治会等及び地区社会福祉協議会に対して提供するときは、当該自治会等及び地区社会福祉協議会からの申出に基づき行うものとする。
- 4 自治会等及び地区社会福祉協議会は、前項の申出をする際には、流山市支え合い活動対象者名簿提供申出書に、支え合い活動状況報告書（別記第19号様式）を添えて、市長に申し出なければならない。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式省略

## 資料 23 流山市災害見舞金支給規則

昭和 50 年 12 月 15 日

規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本市の区域内において地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水その他の異常な自然現象又は火事（以下「災害」という。）により被害を受け、生活に支障が生じた場合において、当該被害を受けた者に対し予算の範囲内で災害見舞金を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一般世帯 準世帯以外の世帯をいう。

(2) 準世帯 会社又は学校その他の者から供与を受けて寮又はアパートその他の家屋に居住する単身者の世帯をいう。

2 この規則において、一の住戸に複数の世帯が居住している場合の世帯の捉え方は、当該複数の世帯を 1 世帯として数えるものとする。

(受給資格者)

第 3 条 災害見舞金の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市内に存する居住の用に供する建物が災害により被害を受けた当時、当該建物に居住し、及び本市の住民基本台帳に記録されている一般世帯又は準世帯の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、災害の発生が同項の世帯の世帯員の故意によるものであるときは、当該世帯の世帯主は、受給資格者となることができない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、受給資格者である一般世帯の世帯主が死亡した場合は、当該世帯の世帯員の代表者が第 5 項の申請をすることができるものとする。

(災害見舞金の支給の対象とする被害の態様及び額)

第 4 条 災害見舞金の支給の対象とする被害の態様及び当該被害に対する災害見舞金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、同表に定める被害の複数に該当する場合は、災害見舞金の支給額の多い被害を支給対象とし、その他の被害については支給の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた区域内の災害については、災害見舞金は交付しない。

(申請)

第 5 条 災害見舞金の支給を受けようとする者は、災害の発生の日から 30 日以内に流山市災害見舞金支給申請書（別記第 1 号様式）に災証明書を添付して市長に申請しなければならない。ただし、市長は必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。



(支給の決定等)

第6条 前条の規定による申請があったときは、市長は、遅滞なくその内容を審査し、支給の可否を決定し、当該申請に係る者に流山市災害見舞金支給決定（申請却下）通知書（別記第2号様式）により通知するとともに、速やかに災害見舞金を支給しなければならない。ただし、市長は必要があると認めるときは、決定を保留することができる。

(決定の取消し)

第7条 市長は、災害見舞金の支給を決定した後において、次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、災害見舞金の支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 災害の発生原因が故意であること。
- (2) 申請の内容が事実と相違すること。
- (3) 災害救助法が適用される区域内の災害が災害見舞金の支給事由であること。

(災害見舞金の返還)

第8条 前条の規定により災害見舞金の支給の決定を取り消した場合において、既に災害見舞金が支給されているときは、市長は、期限を定めて、当該災害見舞金の返還を命ずるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の流山市災害見舞金交付規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の発生に係る災害について適用し、施行日前の発生に係る災害については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年10月22日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の流山市災害見舞金交付規則の規定は、昭和57年9月1日から適用する。

附 則（昭和57年11月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規則第13号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定により調製された申請書、届出書その他の書類が残存している場合は、当分の間、所要の調製をして使用することができる。

附 則 (平成 22 年 3 月 26 日規則第 17 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 7 月 6 日規則第 35 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 11 月 8 日規則第 43 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の流山市災害見舞金交付規則の規定によりなされた災害見舞金の交付申請手続は、この規則による改正後の流山市災害見舞金支給規則の相当規定によりなされた手続とみなす。

(流山市財務規則の一部改正)

- 3 流山市財務規則 (昭和 61 年流山市規則第 12 号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表 (第 3 条第 1 項)

被害の態様		災害見舞金の額	
		一般世帯	準世帯
焼失	全焼	30,000	20,000
	半焼	20,000	10,000
損壊	全壊	30,000	20,000
	半壊	20,000	10,000
浸水	床上浸水	30,000	20,000

備考

- 1 全焼

家屋の焼失損害額が火災前の家屋の評価額の 70 パーセント以上の程度に達したもの又は 70 パーセント未満の程度のものであって家屋の残存部分に補修を加えて再使用することが困難であるものをいう。

## 2 半焼

家屋の焼失損害額が火災前の家屋の評価額の 20 パーセント以上 70 パーセント未満の程度のものであって、全焼でないものをいう。

## 3 全壊

家屋の損壊若しくは流失した部分の床面積がその家屋の延床面積の 70 パーセント以上の程度に達したもの又は家屋の主要構造部の損壊若しくは流失による損害額がその家屋の評価額の 50 パーセント以上の程度に達したものをいう。

## 4 半壊

家屋の損壊若しくは流失した部分の床面積がその家屋の延床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満の程度のもの又は家屋の主要構造部の損壊若しくは流失による損害額がその家屋の評価額の 20 パーセント以上 50 パーセント未満の程度のもものをいう。

## 5 床上浸水

家屋の浸水がその家屋の主要部分の床上以上の程度に達したもの又は家屋が土砂若しくは竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

《様式 1 流山市災害見舞金支給申請書》

《様式 2 流山市災害見舞金支給決定(申請却下)通知書》